

区内保育所の運営事業者による運営費等の不適正な請求について

区内保育所の運営事業者が、平成31年2月から令和4年8月まで、複数の保育所において、当該保育所で勤務していると報告した職員が他の保育所で勤務する等、区に対して不適正な運営費等の請求を行っていたことが判明した。

そのため対象事業者に対し、当該運営費等の返還を命じ、返還されたので報告する。

1 運営事業者

- (1) 事業者名 株式会社MIRATZ（ミラッツ）
- (2) 代表者名 代表取締役 岩田 陽介
- (3) 所在地 埼玉県川口市川口6-3-14 3階

2 対象施設名

- (1) 名称 MIRATZ目白台保育園（小規模保育事業A型）
所在地 目白台2-13-2 1階
- (2) 名称 MIRATZ本郷保育園（小規模保育事業A型）
所在地 本郷4-9-7-103
- (3) 名称 MIRATZ本郷第二保育園（認可保育所）
所在地 本郷2-36-4 1階
- (4) 名称 MIRATZ白山保育園（小規模保育事業A型）
所在地 白山1-32-4 1階

3 経緯

- | | |
|-----------|---|
| 令和4年8月19日 | MIRATZ目白台保育園の一般指導検査において、当該保育所で勤務していると報告されている職員が、他の保育所で勤務している事実が発覚した。 |
| 8月19日以降 | 当該事業者が区内で運営する保育所4園について、開設時まで遡り職員の勤務実態を確認したところ、運営費等の請求内容と勤務実態が異なると思われる事例が複数確認された。 |
| 令和5年1月20日 | 当該事業者に対し区の調査結果を伝達するとともに、新たに特別指導検査として当該区内4園を対象に、運営費等の受給が適切に行われていたかに重点を置いた検査を開始し、事業者に対しても調査を指示した。 |
| 1月20日以降 | 区の調査継続、事業者の調査開始
事業者の調査結果の確認 |
| 5月2日 | 特別指導検査結果を対象事業者へ通知 |

4 区による調査

(1) 調査の内容

対象事業者が区内で運営する保育所4園について、それぞれの園の開設時まで遡り、運営費等の請求書類や交通費の清算書等の確認、事業者への聞き取り調査を実施した結果、平成31年2月から令和4年8月までの期間において、4園で12人延べ35人月分の不適正な請求を認定した。

(2) 不適正な請求の内容

対象事業者が運営する保育所間の在籍園児数に対する配置保育士数の不均衡を是正する等の理由により、常勤職員が、配置された保育所とは異なる保育所へ応援対応等を行っていたにもかかわらず、当該保育所の常勤職員として勤務していると区に対して報告することにより、勤務実態と異なる不適正な請求を行った。

5 運営費等の返還

勤務実態を伴わず受領した文京区保育所等運営費負担金（以下「運営費負担金」という。）及び文京区私立保育所事業運営補助金（以下「運営補助金」という。）の返還を対象事業者に命じた。

(1) 運営費等の返還内訳

運営費等	返還額	内訳
運営費負担金	761,190円	MIRATZ 目白台保育園 令和2年1月・2月分、令和3年3月分
運営補助金	626,500円	MIRATZ 白山保育園 令和4年4月・5月・6月・ 7月・8月分
	353,365円	MIRATZ 本郷保育園 令和4年4月・5月分
	102,765円	MIRATZ 目白台保育園 令和4年5月分
合計	1,843,820円	

(2) 違約加算金

257,265円

返還にあたっては、文京区補助金等交付規則第20条に基づき、補助金受領日から納付日までの日数に応じ、年10.95%の割合で計算した違約加算金を課した。

(3) 返還合計金額（違約加算金を含めた総額）

2,101,085円

6 再発防止に向けた取り組み

当該事業者に対する個別の指導に加え、区内全ての私立認可保育所等運営事業者に対して本件事例について周知するとともに、適切な保育所運営について注意喚起を行う。

また、指導検査では職員名簿や雇用契約書等の確認に加え、出勤簿やタイムカード等を確認するなど厳格な勤務実態の確認を行うとともに、巡回指導でも運営費等の請求の際に毎月提出される職員名簿と保育園に掲示してある顔写真等の確認を引き続き行うことで、適正な保育所運営の一層の徹底を図る。